

# 受益者負担適正化に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について

令和7年(2025年) 10月 14日  
第5回 行財政経営戦略本部会議資料  
総務部 経営改革担当



# 1 条例の改正内容

受益者負担適正化を図るため、使用料及び手数料について以下の3つの改定を行う。

## (1) 使用料・手数料の一斉改定

受益者負担適正化ガイドラインに基づく各使用料・手数料の算定結果を踏まえ一斉改定

## (2) 使用料 市外利用、営利等利用にかかる料金規定の条例明記

市外利用・営利等利用について、市民料金に一定倍率を乗じた使用料又は利用料金の上限額を設定

## (3) 使用料 除外・減免規定の見直し

「60歳以上」利用者への利用料金の除外・減免規定について、対象年齢を「65歳以上」に統一

# 1 条例の改正内容

## (1) 使用料・手数料の一斉改定

- ・受益者負担適正化ガイドラインに基づく各使用料・手数料の原価等の算定を実施
- ・その結果を踏まえ、料金改定を行う使用料(施設)・手数料の件数は以下の通り

	算定対象区分	算定対象件数	改定件数
使用料	算定対象A (市直営 & 使用料徴収を委託している指定管理施設)	7施設	5施設
	算定対象B (利用料金制を導入している指定管理施設)	54施設	16施設
	駐車場	14施設	8施設
手数料	— (区分無し)	86件 <sup>(※)</sup>	54件

※ 例外規定に該当する手数料及び本年度料金改定を実施したクリーンセンター所管の手数料を除く。

# 1 条例の改正内容

## (1) 使用料・手数料の一斉改定 ①算定対象A(市直営&使用料徴収を委託している指定管理施設)

- ア 市営火葬場、手塚治虫記念館、人権文化センター(3施設)については、算定結果に基づき、使用料を改定する。
- イ 看護専門学校は別途、新病院整備と合わせてあり方を検討していくことから、今回は見直しを行わない。
- ウ 宝塚市立自転車等駐車場は、令和9年度の指定管理者更新にあたり利用料金制度の導入を検討していることから、その検討結果も踏まえて令和8年度に条例改正を行う予定(令和8年3月議会までに方針決定予定)。(都市安全部)

施設名	現行の使用料(円) 施設合計	理論上の使用料(円) 施設合計	理論上の使用料との 乖離率(%)
市営火葬場	10,000	15,313.58	53.14
宝塚市立手塚治虫記念館	700	879.74	25.68
くらんど人権文化センター	19,600	75,003.93	282.67
ひらい人権文化センター	4,500	57,990.15	1188.67
まいたに人権文化センター	15,500	63,567.13	310.11
看護専門学校	680,000	813,679.78	19.66
宝塚市立自転車等駐車場	2,400	2,491.69	3.82

# 1 条例の改正内容

## (1) 使用料・手数料の一斉改定 ②算定対象B(利用料金制度を導入している指定管理施設)

ア カテゴリごとに乖離率を算出し、**乖離率が50%(1.5倍)を超える福祉施設、文化施設、観光施設、スポーツ施設、社会教育施設について、各貸室等の条例上の利用料金上限額を一律1.5倍に改定する。**

イ 公益施設、農業振興施設、コミュニティ施設等については、実際の利用料金と理論上の利用料金の乖離率がマイナス又は10%以下であることから、改定しない。

カテゴリ	該当施設	該当施設 全体の乖離率	改定率
福祉施設	総合福祉センター、宝塚市立老人福祉センター	56.75%	1.56倍→1.5倍(上限)
文化施設	国際・文化センター、文化施設ソリオホール、文化施設ベガ・ホール、宝塚市立文化芸術センター、宝塚文化創造館	153.38%	2.53倍→1.5倍(上限)
観光施設	長谷牡丹園	273.92%	3.73倍→1.5倍(上限)
スポーツ施設	スポーツセンター、花屋敷グラウンド、高司グラウンド、堺北グラウンド、末広体育館	109.57%	2.09倍→1.5倍(上限)
社会教育施設	西公民館、中央公民館、東公民館	243.25%	3.43倍→1.5倍(上限)
公益施設	さらら仁川公益施設、ピピアめふ公益施設	-33.08%	—
農業振興施設	農業振興施設、宝塚園芸振興センター	3.03%	—
コミュニティ施設等	共同利用施設(24施設)、地域利用施設(7施設)、中山台コミセン、未成集会所、男女共同参画センター	-9.90%	—

# 1 条例の改正内容

## (1) 使用料・手数料の一斉改定 ③駐車場

ア 市役所駐車場の料金を、以下のとおり改定する。

	現行	改定額
市役所駐車場	最初の60分無料 以降、100円/30分(最大料金なし)	(開庁時間) 最初の60分無料、以降、100円/ <b>20分</b> (最大料金なし) (閉庁時間) 100円/ <b>20分</b> ( <b>60分無料なし</b> & 最大料金なし)

イ 以下の駐車場の料金を、市役所の改定と合わせて、**100円/20分**に改定する。

使用料を改定するもの…

未広中央公園駐車場

条例上の上限額を改定するもの…

東公民館駐車場、西公民館駐車場、スポーツセンター駐車場、売布北グラウンド駐車場、  
花屋敷グラウンド駐車場、高司グラウンド駐車場

ウ あいあいパーク(長尾SC)駐車場については、今後、無料時間設定を見直す(複合施設であるため、各施設と調整を図り、  
主に夜間の無料時間を廃止する予定。条例上の規定はなし)。

エ ベガ・ホール駐車場、文化創造館駐車場、文化芸術センター駐車場、宝塚駅前駐車場、武田尾駅前駐車場については、近隣駐車料金  
との均衡を考慮した結果、見直しを行わない。

# 1 条例の改正内容

## 【提案】市役所駐車場と末広中央公園駐車場の無料時間設定について

ア 「市役所駐車場」及び隣接する「末広中央公園駐車場」の無料時間設定について、**経営改革担当としては、駐車場ごとに設置目的を踏まえ無料時間を設定とすること(案①)を提案。**

イ その他、これまでの議論で出た案は以下のとおり。

	市役所駐車場(市役所来庁者のための駐車場)	末広中央公園駐車場(公園利用者のための駐車場)
【案①】駐車場ごとに設置目的を踏まえ無料時間を設定する	(開庁時間)最初の60分無料 (閉庁時間) <b>60分無料なし</b>	<b>全時間 60分無料なし</b>
【案②】市役所駐車場に合わせて無料時間を設定する(現行案)	(開庁時間)最初の60分無料 (閉庁時間) <b>60分無料なし</b>	(開庁時間)最初の60分無料 (閉庁時間) <b>60分無料なし</b>
【案③】近隣施設である中央公民館の開館時間に合わせ無料時間を設定する	(土日祝日含む)午前9時～午後9時 最初の60分無料 上記以外 60分無料なし	(土日祝日含む)午前9時～午後9時 最初の60分無料 上記以外 60分無料なし

# 1 条例の改正内容

## (1) 使用料・手数料の一斉改定 ④手数料

算定対象手数料 全86件(例外規定に該当する手数料159件(※)及び本年度料金改定したクリーンセンター所管手数料を除く)

### ア 改定する手数料 … 54件

(ア)窓口等交付手数料を300円から「400円」、コンビニ交付手数料を200円から「300円」に改定を行う  
手数料 … 52件 (次ページに考え方を記載)

(イ)その他金額の手数料 … 2件

### イ 改定しない手数料 … 32件

(ア)企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めている手数料 … 20件

(イ)原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下の手数料(ア-(ア)該当手数料を除く) … 6件

(ウ)その他理由 … 6件

※ 法令等で標準額が示されているもの、県条例や近隣市と協調(協定等)しているもの

# 1 条例の改正内容

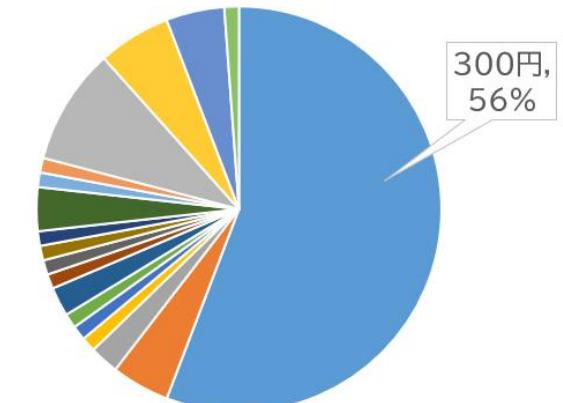
## (1) 使用料・手数料の一斉改定 ④手数料

窓口等交付手数料を300円から「400円」、コンビニ交付手数料を200円から「300円」に改定を行う手数料の改定の考え方

ア 年間処理件数が最も多い「住民票」等、他の手数料に合わせて「現行300円」としている手数料は多く、算定対象手数料全体の56%を占めている。

イ このことから最も年間処理件数の多い「住民票」の手数料改定に併せて、  
他の同額の手数料(窓口等交付300円、コンビニ交付200円)計52件についても、一斉改定を行う。

ウ 「住民票」の発行手数料について、原価算定結果は以下のとおり。



算定対象手数料のうち「300円」の手数料の割合

手数料	現行	改定後
住民票(窓口等交付)	300円(原価481円・乖離率60.39%(約1.60倍))	400円(300円×上限1.5倍、百円未満切り捨て)
住民票(コンビニ交付)	200円(原価371円・乖離率85.67%(約1.85倍))	300円(200円×上限1.5倍)

# 1 条例の改正内容

## (2) 使用料 市外利用、営利等利用にかかる料金規定の条例明記

条例に記載する使用料または利用料金の上限額を市民利用の上限額に統一するとともに、市外利用の料金は市民利用の使用料または利用料金の上限額の2倍、営利利用など相当な理由があると認められる場合には利用料金をさらに2倍とする規定について、施設の利用実態に合わせて規定する。【※規定内容は、施設ごとに個別調整中】

## (3) 使用料 除外・減免規定の見直し

「60歳以上」利用者への利用料金の除外・減免規定について、一般的な高齢者の基準(※)に合わせて、対象年齢を「**65歳以上**」に統一する(該当施設:老人福祉センター、総合福祉センター)

※ 例えば、介護保険法では65歳以上を第一号被保険者として定義している。

また、高齢者の医療の確保に関する法律では65歳～74歳を前期高齢者として定義している。

## 2 改正条例数と施行日

※ 詳細は別紙「改正条例一覧」を  
ご参照ください。

(1) 各区分ごとの改正条例数は以下のとおり。

(2) 市民への周知期間等を考慮し、施行日は以下のとおり設定する。

区分	改正条例数	施行日
使用料_算定対象A	3条例	令和8年10月1日 (手塚治虫記念館のみ令和9年3月1日施行)
使用料_算定対象B	15条例	条例の公布をもって施行 (老人福祉センターは令和8年4月1日、総合福祉センターは令和8年10月1日施行)
使用料_駐車場	2条例 (公民館、スポーツ施設駐車場は算定対象Bの中にカウントされているため除外)	令和8年10月1日
手数料	7条例	令和8年10月1日

計 27条例

### 3 今後のスケジュール

